

秋田県知事 あて

申請年月日 令和●年●月●日

記載例・注意

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ	●●●カブシカイシャ	フリガナ	●● ●●
法人名	●●●株式会社	法人の代表者氏名	●● ●●
本社所在地	〒000-0000 〇〇県△市□□町0-0	電話番号	000-000-0000
メールアドレス	△△△@〇〇〇	法人番号	00000000000000

13桁の法人番号を記入してください。  
法人番号は以下のサイトで検索できます。

2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

(1) 国が定める共通要件

官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと	○該当する	該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと	○該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと（※1）	○該当する	該当しない
本社所在地が東京圏（※2）のうち条件不利地域（※3）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと	○該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	○該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	○該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	○該当する	該当しない

・要件を満たすためには、すべてが「該当する」となる必要があります。

(2) 県が定める要件

別紙1に定める選定基準（1）から（4）のうち、いずれかを満たすこと	○該当する	該当しない
上記県が定める要件に「該当する」場合、別紙1の登録申請書記入コードのうち該当するものを記入するとともに、対応する業務概要を記入してください。（※4）	（コード） （1）-①E	（業務概要） ●●の製造

・「(様式1別紙1)移住支援金対象法人 選定基準」から、該当するコードを記入してください。

(3) その他

別紙2「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
--	------	-------

3 添付書類

- ・法人登記履歴事項全部証明書

管理コード (県使用欄)	
--------------	--

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。  
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人  
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人  
・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人  
注) 上記項目の資本金10億円以上の法人が2(1)の表中、2番目の要件において本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

※4 求人情報を掲出しようとする全ての事業について記載してください。  
・別紙1(3)の区分に該当するものとして申請する法人のうち、女性活躍推進法及び次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画策定企業にあっては、計画書の写しを添付してください。  
・別紙1(4)の区分に該当する事業協同組合は、特定地域づくり事業協同組合認定証の写しを添付してください。

要件を満たすことを確認するため、以下の書類の添付が必要です。

<株式会社、有限会社>

- ・法人登記履歴事項全部証明書  
(コピー可、発行から6か月以内)

<株式会社、有限会社以外の法人>

- ・法人登記履歴事項全部証明書  
(コピー可、発行から6か月以内)
- ・財務諸表(貸借対照表)

※株式会社、有限会社以外の法人の場合